

市政運営の透明性向上のための 情報公表のあり方の見直しについて

1 見直しの概要

市における事務処理誤り等について、これまでは**重大な事案**を対象に公表してきたが、市政運営の透明性の向上を目的に、公表のあり方を見直し、**原則として全て公表**することとする。

2 公表方法

事案の内容等に応じ、以下のいずれかの方法により公表します。

(1) 一括公表

- ・ 公表時期：1月に1回(毎月15日頃)
- ・ 公表手段：事案の概要や再発防止策等を月次でとりまとめ、市ホームページにリスト形式で掲載
- ・ 対象事案例：税金、保険料、使用料等の誤徴収
還付金、謝礼等の過払い
市民向け広報・説明資料の誤記載 等
※ ただし、市民生活等への影響が大きい場合には、下記(2)個別公表の対象となります。

(2) 個別公表

- ・ 公表時期：随時
- ・ 公表手段：事案の内容や発生経緯、再発防止策等を記載した個別の資料により、報道機関への情報提供(記者投込み)又は記者会見
- ・ 対象事案例：大規模な誤徴収、誤振込、誤交付
秘匿性の高い個人情報の漏えい
職員の懲戒処分
市施設の瑕疵による怪我 等

※ 公表により、市民のプライバシーを侵害するおそれや、捜査や裁判に支障を来すおそれ等がある場合は、公表しないことがあります。また、特定の事案において別に定める公表基準がある場合には、それに則り公表を行います。(例：職員の処分の公表基準)

3 運用開始日

令和5年4月1日から

【問い合わせ先】

宮崎市総務部人事課

電話 21-1721